

基幹統計（加工統計）に係る書面調査票

基幹統計の名称	社会保障費用統計
府省庁等名（担当課室名）	厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック（■）を付してください。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成31年2月末時点において確報を公表している直近の加工統計に係る状況を基に記載してください。

1 統計に係る基本的事項

① 目的、主な公表内容

○概要・目的

年金、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護、子育て支援など社会保障制度に関する1年間の支出を集計し、取りまとめたもの。国の社会保障全体の規模や政策分野ごとの構成を明らかにし、社会保障政策や財政等を検討する上での資料とすることを目的とする

○作成内容

社会保障給付に係る統計(ILO基準表):社会保障制度に係る支出のうち個人に対する給付費及びその財源となった収入を健康保険等の社会保障制度別に集計したもの

社会支出に係る統計(OECD基準表):社会保障制度に係る支出全般(個人に対する給付費、施設整備費等)を高年齢等の政策分野別に集計したもの

② 加工統計作成に係る業務の実施機関等

◆加工統計作成に係る業務について、該当する欄に「●」を付す。

区分	企画	データ収集/推計/チェック	公表
本府省（厚生労働省）	▲	▲(データ収集)	▲
民間事業者			
その他（国立社会保障・人口問題研究所）	●	●	●
スケジュール（直近の実績）	10月から12月まで	1月から7月まで	8月

(注) 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室・同政策評価官室は省内および他府省への連絡調整を担当。

③ 作成方法の概要

詳細は別添1参照。

社会保障の各制度の決算データを国際基準(OECD基準、ILO基準)に基づき分類集計する。
 依拠している国際基準マニュアル: OECD基準マニュアル、ILO基準マニュアル

2 再発防止に係る取組

① 加工統計に係る透明性		
i) 加工統計（調査によらない統計）に関する情報の公開 公的統計の品質保証に関するガイドライン（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）」における「5 実施方法等（2）品質の表示」の実施状況		
①統計の概要	②集計結果又は推計結果	③公表予定等
3/3項目	7/7項目	4/4項目
ii) 業務マニュアル等の整備状況		
<p>◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書（名称、体裁は問わない）の有無 → <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無（「有」にチェックした場合）</p> <p>→ 対象業務（全般、企画、データ収集／推計／チェック、公表等） （データ収集／推計／チェック）</p> <p>→ 内容を見直しているか</p> <p><input type="checkbox"/>定期的実施（ ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>不定期実施（実施時期 平成26年3月）</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p>		

② プロセスごとの管理者の役割	
i) 課室長級の管理者は、企画、データ収集／推計／チェック、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか	<p>（ 軽微な事項を除き、全てのプロセスに関与し、その都度、確認・決定を行っている。 ）</p>
ii) 部局長級の管理者は、企画、データ収集／推計／チェック、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか	<p>（ 公表資料原案を確認し助言を行うとともに、作成方法の変更等の重要な事項については、その都度、意思決定を行っている。 ）</p>

③ 結果数値の妥当性に関する外部（府省外）からの指摘					
i) 外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況					
◆ 外部からの指摘の有無 → <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（「有」にチェックした場合）					
→ 指摘を踏まえ、訂正した件数（過去5年間）					
区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数					
(注)「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数					

ii) 外部からの指摘への対応ルール

- ◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無
 → 有 無
 (「有」にチェックした場合、その具体的内容を記載。別途、現物を提出してください。)

()

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存

i) 保存ルールの有無、内容

- ◆ 保存ルールの有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合)
 上記ルール等の策定期間・内容 (別途、現物を提出してください)

国立社会保障・人口問題研究所企画部 標準文書保存期間基準(保存期間表)
 平成30年3月28日 別添2

② 発生時点での対応ルール

i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール (処理方法、記録) の有無、内容

- ◆ 対応ルールの有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合)
 上記ルール等の策定期間・内容 (別途、現物を提出してください)

()

③ 行政利用の事前把握

i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか

- ◆ 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか (該当するものすべてにチェック)
 - SNA、QEの作成の際に利用されている
 - その他の統計の作成の際に利用されている (利用されている統計名)
 - 政策の立案・実施の根拠として用いられている
 (政策等の名称 各種審議会の基礎的資料、社会保障費用の将来推計の基礎データ)
 - 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている
 (手当等等の名称)
 - 月例経済報告に利用されている
 - その他 (厚生労働白書、高齢社会白書、少子化社会白書、
 OECD 社会支出データベース、OECD 労働市場データベース)

◆ 結果数値の利活用先の把握方法

(白書作成部局等からの照会、Web 検索等を通じて把握している。)

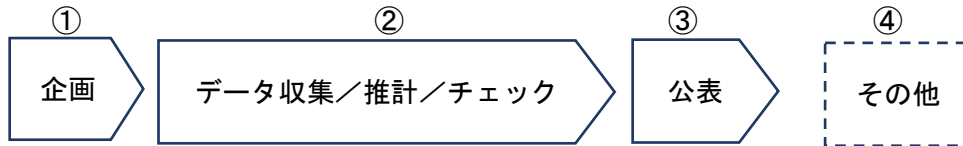
4 品質向上（上記以外）に係る取組

① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → 有 無
 （「有」にチェックした場合、その実績〔過去1年間〕）
 〔 社会保障費用統計プロジェクトの研究会において、所外委員（大学教員3名）より聴取している。研究会開催実績：平成30年5月18日。 〕

② 担当職員数、職員の能力

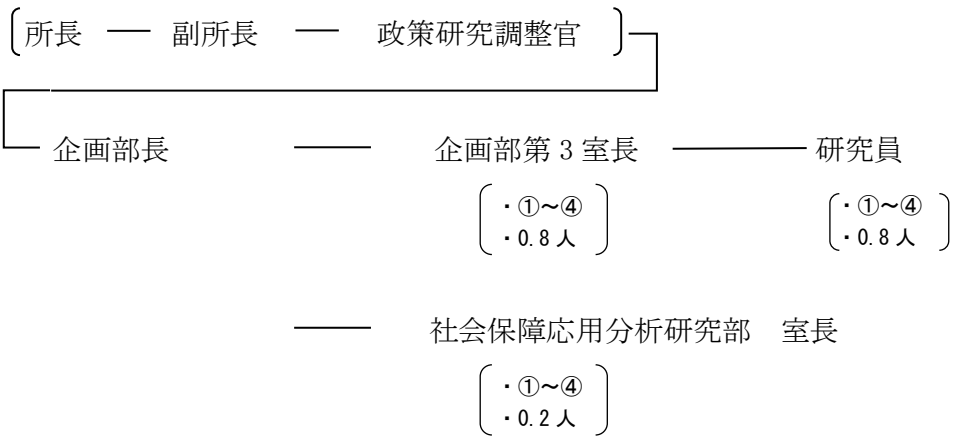
〔統計作成業務の流れ〕



〔統計作成担当部局課室・係〕※本府省のみ記載

※ 下図はイメージ的に便宜整理したものであり、実際の業務割り振り等とは異なる。

上段：業務内容（①～④で実施業務をプロット）
 下段：業務量按分



※再任用職員（時短含む）も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

資料5 社会保障費用統計

〔本統計の作成に従事する職員数（省令職以上を除く）〕

※時期によって職員数が増減する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量を按分した実員相当数	1.8人
従事する職員の人数（実員）	3人
うち、	
統計業務経験10年以上	1人
〃 5年以上10年未満	1人
〃 2年以上5年未満	1人
〃 2年未満	人

期間業務職員の数 () 人

〔担当管理職（政令職、省令職）の統計業務経験等〕

- 統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当（3人）
- 上記のいずれもなし

③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制（関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか）

〔現行のシステムの概要〕

- ◆ どの業務についてシステムを用いているか（該当するものすべてにチェックし、その概要を記載）

システムを用いている業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
<input checked="" type="checkbox"/> 推計業務	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	① 社会保障費用統計データベース (Excel) ② 現集計システムは平成27-28年度に構築、平成29年度より全面移行 ④ Windows10 ⑤ Excel VBA ⑥ Excel
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	

(注) 「システムの概要」欄には、① 主なシステム構成、② システム構築時期（いつから使用しているのか）、③（外部発注のシステムの場合）過去10年間で業者の変更あったか（同じ業者が継続的に業務を受注しているか）、④ OSの種類（例：Windows10, UNIXなど）（サーバー側、クライアント側）、⑤ ソースプログラムに使用している言語（COBOL, JAVAなど）の種類、⑥ システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間などについて記載してください。これらの情報が記載されている既存資料（調達時の仕様書等）がある場合にはその資料を添付し、ここでは「別添資料参照」と記載してください。

資料5 社会保障費用統計

公表時期	H30. 9. 6	H28. 4. 20	H28. 4. 4	H27. 11. 16	H27. 10. 23
事案概要(内容/時期/影響)	「平成 28 年度社会保障費用統計」の図 6 の社会保障財源と給付のイメージ図に誤りがあった。	「平成 25 年度社会保障費用統計」政策分野別社会支出の家族支出のうち、「就学前教育支出」に積算漏れがあった。	「平成 25 年度社会保障費用統計」第 16 表のうち、別掲部分に単位の誤りがあった。また、第 21 表において、地方公務員等災害補償制度に積算漏れがあった。	「平成 25 年度社会保障費用統計」第 19 表のうち、再掲分(保育所)も合計に積算していた。	「平成 25 年度社会保障費用統計」集計表 2 において、年金等の合計額に単位の誤りがあった。
事案発見の端緒(発見した者/発見日時)	外部からの指摘で発見(担当者/H.30.9.6)	OECD にデータ登録する際の点検で発見(担当者/日時不明)	集計システムの改定中に発見(担当者/日時不明)	英語版作成時に発見(担当者/日時不明)	公表当日の記者発表時、ホームページ掲載準備中に発見(担当者/H27.10.23)
原因	修正漏れ	集計式の誤り	集計式の誤り	集計式の誤り	集計式の誤り
対応(結果数値の訂正、事案の公表等)	ホームページに正誤表を掲載 別添 3	ホームページに正誤表を掲載 別添 4 (時系列表第 1 表～第 7 表の平成 4～20 年度数値の訂正)	ホームページに正誤表を掲載 別添 5 (ホームページ掲載表 第 16 表及び第 21 表の数値訂正)	ホームページに正誤表を掲載 別添 6 (ホームページ掲載表 第 19 表の平成 20～25 年度数値の訂正)	プレスリリース(訂正後の表を添付)を配布、及び正誤表を公表資料に添付。ホームページ上には訂正後の表のみ掲載。 別添 7 (集計表 2 の数値訂正)
再発防止に向け採った措置	次期「平成 29 年度版社会保障費用統計」の公表において、図を簡明なグラフに変更予定。	平成 27-28 年度に集計システムを順次見直し、平成 29 年 8 月 1 日までに新システムに移行した。 また、入力に当たっては、複数名でのチェックを行っている。			

作成方法通知書

1 基幹統計の名称
社会保障費用統計

2 基幹統計を作成するために用いる情報
別添1 参照

3 基幹統計の作成に用いる情報の処理方法

(1) 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の基準に基づく表（集計表1）

ア OECDの基準に基づき、集計対象となる社会支出（Social Expenditure）の範囲を、別添1の表の名称の欄に掲げる制度に係る支出とする。

※OECD基準に基づく「社会支出」の範囲は「人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給」とされている。

イ OECDの基準に基づき、上記アの範囲に含まれる社会保障に係る決算から得られる支出を政策分野別に集計する。

各政策分野に含まれる社会保障制度については、別添2のとおり。

なお、集計される支出には、個人に帰属する給付費のほか、施設整備費等を含む。

ウ 公立保育所運営費については、地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業であり、決算情報が得られないため、民間保育所に係る国の予算値を勘案して算出した単価に公立保育所入所児童数を乗じ、さらに保育料徴収金額を減じる方法で推計し、計上する。

エ 政策分野別の保健については、OECDが定めるSHA（A System of Health Accounts）に基づいて集計されたものを計上する。決算データによる集計を基本とするが、地方交付税制度解説の単位費用額を総人口ベースに換算する方法等による推計を一部含む。

(2) 国際労働機関（以下「ILO」という。）の基準に基づく表（集計表2）

ア ILOの基準に基づき、集計対象となる社会保障（Social Security）の範囲を、別添1の表の名称の欄に掲げる制度に係る支出とする。

※ILO基準では、以下の3つの基準を満たすものを社会保障制度として定義されている。

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

- (1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業
(8)住宅 (9)生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

イ ILOの基準に基づき、上記アの範囲に含まれる社会保障に係る決算から得られる収支を制度別に集計する。

各制度に含まれる社会保障制度の詳細については、別添3のとおり。

ウ 公立保育所運営費については、地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業であり、決算情報が得られないため、(1)ウと同じ方法で推計し、計上する。

4 基幹統計の作成周期

年

5 作成する基幹統計の具体的内容

- (1) 集計表1では、OECDの基準に基づく社会支出を政策分野別に集計している。OECDの基準に基づく社会支出とは、3の(1)のアの※のとおりであるが、集計する範囲は、制度による支出のみと定義し、人々の直接の財やサービスの購入や、個人単位の契約や移転は含まれない。

この社会支出額を、別添2の政策分野別分類やその内訳に沿って集計する。

- (2) 集計表2では、社会保障給付費の収入と支出を制度別に集計する。

社会保障給付費の範囲は、ILOが3の(2)のアの※のとおり定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

この基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度(雇用保険や労働者災害補償保険を含む)、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれ、具体的には別添3のとおり。

これらの社会保障各制度における収入及び支出を、以下の区分で計上する。

① 収入項目

- a 拠出：社会保険制度における財源として、被保険者と事業主が拠出する保険料。
- b 社会保障特別税：収入の全部若しくは一部が社会保障のために用いられる直接税や間接税。
- c 国庫負担：社会保障制度における財源として国が負担する金額。
- d 他の公費負担：社会保障制度における財源として都道府県及び市町村が負担する金額。
- e 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。
- f その他の収入：積立金より受入等。
- g 他制度からの移転：前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、介護給付費交付金等。

② 支出項目

- a 給付：個人に帰属する疾病・出産、業務災害、年金、失業・雇用対策、家族手当、介護対策、その他の給付。
- b 管理費：業務取扱費、総務費、事務所費、日本年金機構運営費等。
- c 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- d その他の支出：施設整備費等。
- e 他制度への移転：前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、介護納付金等。

(別添1)

基幹統計を作成するために用いる情報

以下の表に掲げる各制度に係る決算等情報を用いる。

作成機関・保有機関	名称 ※1
厚生労働省	全国健康保険協会管掌健康保険
	組管管掌健康保険
	国民健康保険（退職者医療制度を含む。）
	後期高齢者医療制度
	老人保健制度
	介護保険
	厚生年金保険
	厚生年金基金
	石炭鉱業年金基金
	国民年金
	国民年金基金
	農業者年金基金
	船員保険
	雇用保険（労働保険特別会計雇用勘定分）
	労働者災害補償保険
	児童手当
	公衆衛生
	医療提供体制確保対策費
	沖縄保健衛生諸費
	医療情報化等推進費
	医療安全確保推進費
	独立行政法人国立病院機構運営費
	国立研究開発法人国立がん研究センター運営費
	国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費
	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費
	国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費
	国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費
	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費
	医療提供体制基盤整備費
	沖縄振興交付金事業推進費
	国立ハンセン病療養所共通費
	国立ハンセン病療養所運営費
	国立ハンセン病療養所施設費
	感染症対策費
	特定疾患等対策費
	移植医療推進費
	原爆被爆者等援護対策費
	地域保健対策費
	保健衛生施設整備費
	健康増進対策費
	健康危機管理推進費

(別添1)

社会保障等復興政策費
社会保障等復興事業費
血液製剤対策費
医薬品安全対策等推進費
母子保健衛生対策費
障害保健福祉費
高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
医療費適正化推進費
検疫所共通費
検疫業務等実施費
輸入食品検査業務実施費
食品等安全確保対策費
生活保護
社会福祉
障害保健福祉費
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費
社会福祉施設整備費
国立更生援護機関共通費
国立更生援護機関施設費
国立更生援護所運営費
高齢者日常生活支援等推進費
介護保険制度運営推進費
保育所運営費
保育対策費
児童虐待等防止対策費
母子保健衛生対策費
母子家庭等対策費
子ども・子育て支援対策費
児童福祉施設整備費
東日本大震災復興推進費
社会保障等復興事業費
社会保障等復興政策費
生活保護等対策費
社会福祉諸費
独立行政法人福祉医療機構運営費
臨時福祉給付金等給付事業助成費
年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金
医薬品安全対策等推進費
公的年金制度運営諸費
雇用対策
緊急雇用創出事業臨時特例交付金
高齢者等雇用安定・促進費
職業紹介事業等実施費
職業能力開発強化費

(別添1)

	若年者等職業能力開発支援費
	障害者等職業能力開発支援費
	都道府県労働局共通費
	都道府県労働局施設費
	戦争犠牲者
	遺族及留守家族等援護費
	中国残留邦人等支援事業費
	他の社会保障制度
	医薬品副作用被害救済制度
	生物由来製品感染被害救済制度
	中小企業退職金共済制度等
	社会福祉施設職員等退職手当共済制度等（社会福祉施設職員等退職手当共済制度、心身障害者扶養保険制度）
	高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業
総務省	地方公務員等共済組合
	地方公務員等災害補償
	旧公共企業体職員業務災害
	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社
	国家公務員恩給
	地方公務員恩給
	戦争犠牲者
	旧軍人遺族等恩給費
	他の社会保障制度
	地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分
	保健
	公立病院への補助金
	国民健康保険診療施設への補助金
文部科学省	日本私立学校振興・共済事業団
	社会福祉
	スポーツ振興費
	初等中等教育等振興費
	他の社会保障制度
	日本スポーツ振興センター災害共済給付
	就学援助・就学前教育
	初等中等教育等振興費（就学援助等）
	東日本大震災復旧・復興対策経費
	就学前教育費
財務省	国家公務員共済組合
	存続組合等（エヌ・ティ・ティ企業年金基金、日本たばこ共済組合、日本鉄道共済組合）
	旧令共済組合等
	旧公共企業体職員業務災害
	日本たばこ産業株式会社
	戦争犠牲者

(別添1)

	遺族国債、引揚者国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債、引揚者特別交付金国債
国土交通省	旧公共企業体職員業務災害
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部
	雇用対策
	海事産業市場整備等推進費
	戦争犠牲者
	戦傷病者等無賃乗車船負担金
	他の社会保障制度
	自動車事故後遺障害者支援
	住宅 住宅対策諸費
内閣府	社会福祉
	防災政策費
	地域活性化等復興政策費
	沖縄政策費
	子どものための教育・保育給付
	他の社会保障制度 被災者生活再建支援事業
環境省	公衆衛生
	原子力災害影響調査等交付金
	他の社会保障制度
	公害健康被害補償制度
	石綿健康被害救済制度
農林水産省	農林漁業団体職員共済組合
人事院	国家公務員災害補償
警察庁	他の社会保障制度
	犯罪被害給付制度
社会保険診療報酬支払基金	保健
	公費負担医療等の管理費
国立社会保障・人口問題研究所 ※2	保健
	救急業務費
	学校保健
	母子保健
	感染症予防
	肝炎ウイルス検査
	歯周疾患検診
	エイズ検査
	がん検診
歯科保健	

(注1) 制度の名称又は各事業(費目)の決算の「項」の名称を記載している。

(注2) 国立社会保障・人口問題研究所が作成する項目は、地方交付税制度研究会編『地方交付税制度解説単位費用篇』、厚生労働省『診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)』、厚生労働省『地域保健・健康増進事業報告』等に基づく推計である。

OECD 基準表において各政策分野に含まれる社会保障制度

分野	OECD定義	日本において含まれる制度
高齢 現金 退職年金	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働市場政策」に計上。高齢者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：老齢年金給付、旧共済分 ・厚生年金基金：年金給付 ・石炭鉱業年金基金：年金給付 ・国民年金：老齢年金、通算老齢年金、付加年金、老齢福祉年金、老齢基礎年金 ・国民年金基金：年金給付 ・農業者年金基金：経営移譲年金、農業者老齢年金 ・農林漁業団体職員共済組合：退職年金、減額退職年金、通算退職年金、退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例退職共済年金、特例老齢農林年金 ・日本私立学校振興・共済事業団：退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、恩給財団給付の年金、老齢厚生年金、退職共済年金経過的職域、終身退職年金、有期退職年金20年、有期退職年金10年 ・国家公務員共済組合：退職給付、船員給付、通算退職年金 ・存続組合等：退職給付 ・地方公務員等共済組合：老齢厚生年金、旧職域加算退職給付、退職年金（終身及び有期）、退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金 ・旧令共済組合等：退職給付 ・国家公務員恩給：国会議員互助年金、文官等恩給費 ・地方公務員恩給：恩給及び退職年金
早期退職年金 その他の現金給付		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：脱退手当金等 ・厚生年金基金：一時金交付 ・石炭鉱業年金基金：一時金交付 ・国民年金：外国人脱退一時金 ・国民年金基金：一時金給付 ・農業者年金基金：一時金 ・農林漁業団体職員共済組合：退職一時金、返還一時金、特例一時金、特例老齢農林一時金、特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金 ・日本私立学校振興・共済事業団：返還一時金、脱退一時金、一時扶助金、外国脱退一時金、退職経過的職域一時金、有期退職年金一時金、有期退職一時払い

(別添2)

		<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合：返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金、退職給付（一時金） ・存続組合等：返還一時金、脱退一時金 ・地方公務員等共済組合：有期退職年金に代わる一時金、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、整理退職一時金、短期在留脱退一時金 ・社会福祉：介護保険制度運営推進費 ・中小企業退職金共済制度等：退職給付金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：退職手当給付金
<p>現物</p> <p>介護、ホームヘルプサービス</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、市町村特別給付費、高額医療合算介護サービス費、地域支援事業費、保健福祉事業費、居宅サービス事業費、地域密着型サービス等事業費、居宅介護支援事業費 ・公衆衛生：原爆被爆者等援護対策費 ・生活保護：介護扶助 ・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費
<p>その他の現物給付</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生：医療費適正化推進費 ・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営費推進費
<p>遺族</p> <p>現金給付</p> <p>遺族年金</p> <p>その他の現金給付</p>	<p>被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：遺族年金給付 ・国民年金：寡婦年金、遺族基礎年金 ・農林漁業団体職員共済組合：遺族年金、通算遺族年金、遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例遺族共済年金 ・日本私立学校振興・共済事業団：遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金、遺族厚生年金、遺族共済年金経過的職域、職務遺族年金 ・国家公務員共済組合：遺族給付 ・存続組合等：遺族給付 ・地方公務員等共済組合：遺族厚生年金、旧職域加算遺族給付、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金 ・旧令共済組合等：遺族給付 ・公衆衛生：感染症対策費 ・戦争犠牲者：旧軍人遺族等恩給費、遺族等年金 ・医薬品副作用被害救済制度：遺族年金 ・生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金 ・公害健康被害補償制度：遺族補償費 ・国民年金：死亡一時金、特別一時金

(別添2)

		<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業団体職員共済組合：特例遺族共済一時金、特例遺族一時金、特例通算遺族一時金 ・日本私立学校振興・共済事業団：遺族経過的職域一時金、有期退職精算払い ・国家公務員共済組合：死亡一時金、特例死亡一時金 ・存続組合等：死亡一時金 ・地方公務員等共済組合：遺族に対する一時金、特例死亡一時金、死亡一時金、遺族一時金 ・公衆衛生：感染症対策費 ・戦争犠牲者：留守家族等援護費、未帰還者特別措置費、遺族国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債 ・医薬品副作用被害救済制度：遺族一時金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：弔慰金給付保険金（障害）、特別弔慰金給付金（障害） ・公害健康被害補償制度：遺族補償一時金 ・石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金・特別葬祭料、救済給付調整金 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金、供花料 ・犯罪被害給付制度：遺族給付金
<p>現物給付</p> <p>埋葬費</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会管掌健康保険：埋葬料、家族埋葬料 ・組合管掌健康保険：埋葬料、家族埋葬料、埋葬附加金、家族埋葬料附加金 ・国民健康保険：葬祭諸費 ・後期高齢者医療制度：葬祭諸費 ・船員保険：葬祭料、家族葬祭料 ・日本私立学校振興・共済事業団：埋葬料、家族埋葬料、弔慰金付加金、埋葬料付加金、家族埋葬料付加金 ・労働者災害補償保険：葬祭料 ・国家公務員共済組合：埋葬料、家族埋葬料 ・地方公務員等共済組合：埋葬料、家族埋葬料 ・国家公務員災害補償：葬祭補償費 ・地方公務員等災害補償：葬祭補償 ・旧公共企業体職員業務災害：葬祭補償費 ・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費 ・生活保護：葬祭扶助 ・戦争犠牲者：葬祭費 ・医薬品副作用被害救済制度：葬祭料 ・公害健康被害補償制度：葬祭料 ・石綿健康被害救済制度：葬祭料
<p>その他の現物給付</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生：医薬品安全対策等推進費
<p>障害、業務災害、傷病</p>	<p>業務災害補償制度下で給</p>	

(別添2)

現金給付	付されたすべての給付と	
障害年金	障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：障害年金給付 ・国民年金：障害年金、障害基礎年金、特別障害給付金 ・農林漁業団体職員共済組合：障害年金、特例障害年金、特例障害共済年金 ・日本私立学校振興・共済事業団：障害共済年金、障害年金、障害厚生年金、障害共済年金経過の職域、職務障害年金 ・国家公務員共済組合：障害給付 ・存続組合等：障害給付 ・地方公務員等共済組合：障害厚生年金、旧職域加算障害給付、障害共済年金、障害年金 ・旧令共済組合等：障害給付 ・公衆衛生：感染症対策費 ・医薬品副作用被害救済制度：障害年金 ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：年金給付金(障害) ・公害健康被害補償制度：障害補償費
年金（業務災害）		<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険：障害年金、遺族年金 ・労働者災害補償保険：障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金 ・国家公務員共済組合：障害給付（公務上）、遺族給付（公務上）、公務災害給付 ・存続組合等：公務災害給付 ・地方公務員等共済組合：公務障害年金、公務遺族年金 ・国家公務員災害補償：傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金 ・地方公務員等災害補償：傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金 ・旧公共企業体職員業務災害：障害補償年金、遺族補償年金
休業給付（業務災害）		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険：休業補償給付 ・国家公務員災害補償：休業補償費、休業援護金 ・地方公務員等災害補償：休業補償、休業援護金 ・旧公共企業体職員業務災害：休業補償費
休業給付（傷病手当）		<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会管掌健康保険：傷病手当金 ・組合管掌健康保険：傷病手当金、傷病手当附加金、延長傷病手当附加金 ・船員保険：傷病手当金及び休業手当金 ・日本私立学校振興・共済事業団：傷病手当金付附加金、

(別添2)

		<p>傷病手当金、休業手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合：傷病手当金、休業手当金 ・地方公務員等共済組合：傷病手当金、休業手当金、短期附加給付の休業給付 ・旧令共済組合等：疾病・出産の現金給付
<p>その他の現金給付</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険：障害手当金 ・船員保険：障害手当金、障害一時金等、遺族一時金等、行方不明手当金、現金給付の介護料 ・日本私立学校振興・共済事業団：障害一時金、障害手当金、障害経過的職域一時金 ・労働者災害補償保険：障害補償一時金、遺族補償一時金、介護補償給付、特別遺族給付金、社会復帰促進等事業費 ・地方公務員等共済組合：障害手当金、障害一時金 ・国家公務員災害補償：障害補償一時金、遺族補償一時金、障害補償年金差額一時金、介護補償費、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、奨学援護金、就労保育援護金、長期家族介護者援護金 ・地方公務員等災害補償：障害補償年金差額一時金、障害補償一時金、遺族補償一時金、介護補償、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、長期家族介護者援護金 ・旧公共企業体職員業務災害：遺族補償一時金、長期傷病補償費、NTTのみ小計 ・公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費、血液製剤対策費、食品等安全確保対策費 ・社会福祉：障害保健福祉費 ・戦争犠牲者：療養手当 ・医薬品副作用被害救済制度：医療手当、特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金 ・生物由来製品感染被害救済制度：医療手当 ・公害健康被害補償制度：療養手当 ・石綿健康被害救済制度：療養手当 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金、へき地通院費 ・犯罪被害給付制度：重傷病給付金、障害給付金
<p>現物給付 介護、ホームヘルプサービス</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険：二次健康診断等給付、補装具等支給費 ・国家公務員災害補償：ホームヘルプサービス ・地方公務員等災害補償：介護等供与、旅行費

(別添2)

		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉：障害保健福祉費 ・自動車事故後遺障害者支援：介護料
機能回復支援		<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員災害補償：リハビリテーション ・地方公務員等災害補償：リハビリテーション ・公害健康被害補償制度：リハビリテーション事業 ・自動車事故後遺障害者支援：療護業務委託費、施設整備整備費
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険：労働安全衛生対策費、社会復帰促進等事業費 ・国家公務員災害補償：補装具費 ・地方公務員等災害補償：補装具費、公務災害防止事業費、自動車等損害見舞金支給事業費 ・公衆衛生：感染症対策費、医薬品安全対策等推進費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費、障害保健福祉費、血液製剤対策費、社会保障等復興政策費 ・社会福祉：医薬品安全対策等推進費、児童福祉施設整備費、社会福祉諸費、障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、国立更生援護機関、民間スポーツ振興費等補助金（障害者分）、母子保健衛生対策費 ・戦争犠牲者：補装具給付費、戦傷病者等無賃乗車船負担金 ・公害健康被害補償制度：転地療養事業、療養用具支給事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業
保健	医療の個人サービス及び	—
現金	予防接種や健康診断等の	—
現物	集団サービスを計上。傷病手当金等の疾病に係る現金給付は「障害、業務災害、傷病」に計上。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会管掌健康保険：医療給付等、出産育児一時金、家族出産育児一時金、特定健康診査・保健指導事業費、保健事業経費、管理費 ・組管管掌健康保険：療養の給付等、出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産育児附加金、家族出産育児附加金、特定健康診査・保健指導事業費、疾病予防費、管理費 ・国民健康保険：療養諸費等、出産育児諸費、育児諸費、特定健康診査・保健指導補助金、保健事業費、管理費 ・老人保健：医療費、管理費 ・後期高齢者医療制度：医療給付費、保健事業費、管理費 ・船員保険：医療給付等、出産育児一時金、家族出産育児一時金、特定健康診査・保健指導事業費、管理費

(別添2)

		<ul style="list-style-type: none"> ・日本私立学校振興・共済事業団：保健給付等、出産費、家族出産費、出産費付加金、家族出産費付加金、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・労働者災害補償保険：療養補償給付、管理費 ・国家公務員共済組合：保健給付等、出産費、配偶者出産費、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・地方公務員等共済組合：保健給付等、出産費、家族出産費、特定健康診査・保健指導事業費、管理費 ・旧令共済組合等：医療 ・国家公務員災害補償：療養補償費 ・地方公務員等災害補償：療養補償 ・公衆衛生：医療提供体制確保対策費、医療安全確保推進費、独立行政法人国立病院機構運営費、国立研究開発法人国立がん研究センター運営費、国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費、医療提供体制基盤整備費、国立ハンセン病療養所共通費、国立ハンセン病療養所運営費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、地域保健対策費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、血液製剤対策費、母子保健衛生対策費、障害保健福祉費、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、検疫業務等実施費、食品等安全確保対策費 ・生活保護：医療扶助 ・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費 ・戦争犠牲者：療養費 ・保健：救急業務費、学校保健、母子保健、感染症予防、肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診、エイズ検査、がん検診、歯科保健、公立病院への補助金、国民健康保険診療施設への補助金、公費負担医療の管理費 ・医薬品副作用被害救済制度：医療費 ・生物由来製品感染被害救済制度：医療費 ・公害健康被害補償制度：療養の給付及び療養費 ・石綿健康被害救済制度：医療費 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付：医療費 ・地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分
<p>家族 現金</p>	<p>家族を支援するために支出される現金給付及び現</p>	

(別添2)

家族手当	物給付(サービス)を計上。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当：現金給付、地域子ども・子育て支援事業費 ・社会福祉：特別児童扶養手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉貸付金
出産、育児休業		<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会管掌健康保険：出産手当金 ・組合管掌健康保険：出産手当金、出産手当附加金 ・船員保険：出産手当金 ・日本私立学校振興・共済事業団：出産手当金 ・雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 ・国家公務員共済組合：出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金 ・地方公務員等共済組合：出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金 ・生活保護：出産扶助
その他の現金給付		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：男女均等雇用対策費 ・公衆衛生：感染症対策費 ・生活保護：教育扶助 ・社会福祉：児童虐待等防止対策費 ・医薬品副作用被害救済制度：障害児養育年金
現物		
就学前教育・保育		<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費、仕事・子育て両立支援事業 ・社会福祉：保育所運営費、子ども・子育て支援対策費、保育対策費、子どものための教育・保育給付、初等中等教育等振興費、介護保険制度運営推進費 ・就学援助・就学前教育：初等中等教育等振興費、就学前教育
ホームヘルプ、施設		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：男女均等雇用対策費 ・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費 ・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、児童福祉施設整備費、国立更生援護機関
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険：仕事生活調和推進費 ・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費、 ・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子家庭等対策費、子ども・子育て支援対策費、社会福祉諸費 ・就学援助・就学前教育：初等中等教育等振興費、東日本大震災復旧・復興対策経費
積極的労働市場政策 公的雇用サービスと行政	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、就職支援事業費、施設整備費、業務取扱費 ・労働者災害補償保険：労働安全衛生対策費

(別添2)

		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策：職業紹介事業等実施費、都道府県労働局共通費、都道府県労働局施設費、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：高齢・障害者雇用支援費、障害者職業能力開発費、障害者雇用納付金、職業能力開発費、認定特定求職者職業訓練費、宿舍等費
訓練		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：教育訓練給付、地域雇用機会創出等対策費、職業能力開発強化費、障害者職業能力開発支援費、若年者等職業能力開発支援費、男女均等雇用対策費 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、障害者等職業能力開発支援費、海事産業市場整備等推進費
雇用奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：高年齢雇用継続給付、高齢者等雇用安定・促進費、地域雇用機会創出等対策費 ・雇用対策：緊急雇用創出事業臨時特例交付金 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：高齢・障害者雇用支援費
障害者雇用支援とリハビリテーション		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：高齢者等雇用安定・促進費 ・雇用対策：障害者等職業能力開発支援費 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：障害者雇用納付金
直接的な仕事創出		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、緊急雇用創出事業臨時特例交付金
仕事を始める奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費
失業 現金	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働市場政策」に含まれる。	
失業給付、退職手当		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：一般求職者給付金、高年齢求職者給付金、短期雇用特例求職者給付金、日雇労働求職者給付金、就職促進給付金、就職支援事業費 ・労働者災害補償保険：未払賃金立替払事業費補助金 ・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、海事産業市場整備等推進費
労働市場事由による早期退職		—
住宅 現金	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすための給付を計上。	
住宅手当		—
その他の現金給付		—
現物		
住宅扶助		<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護：住宅扶助

(別添2)

		・住宅：住宅対策諸費
その他の現物給付		—
他の政策分野	上記に含まれない社会的給付を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付。	
現金		
所得補助		<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護：生活扶助、生業扶助 ・社会福祉：臨時福祉給付金等給付事業助成費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金
その他の現金給付		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険：その他の保険給付費のその他 ・日本私立学校振興・共済事業団：災害給付、災害見舞金付加金 ・国家公務員共済組合：災害給付、附加給付の災害給付及び入院附加金 ・地方公務員等共済組合：災害給付 ・社会福祉：防災政策費 ・雇用対策：緊急雇用創出事業臨時特例交付金 ・戦争犠牲者：引揚者給与費、引揚者国債、引揚者特別交付金国債 ・日本ポーツ振興センター災害共済給付：東日本大震災特別弔慰金 ・犯罪被害給付制度：犯罪被害特別給付金 ・被災者生活再建支援制度：支援金支出
現物		
社会的支援		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生：原子力災害影響調査等交付金（原子力被災者健康支援）、社会保障等復興政策費 ・社会福祉：防災政策費、東日本大震災復興推進費、社会保障等復興政策費、介護保険制度運営推進費、地域活性化等復興政策費
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費、職業能力開発強化費 ・社会福祉：子ども・子育て支援対策費、子どものための教育・保育給付、児童虐待等防止対策費、生活保護等対策費、社会福祉諸費、社会福祉施設整備費、社会保障等復興事業費、社会保障等復興政策費、沖縄政策費 ・戦争犠牲者：引揚者援護費

(注) 表中に挙げられた費目名は、必ずしも当該費目の中のすべての費用が、その記載された箇所の分野に含まれるわけではなく、複数の分野に分かれることもある。

* 「平成28年度社会保障費用統計」時点の費用名である。

(別添3)

ILO 基準表において各制度に含まれる社会保障制度

部 門	日本において含まれる制度	
	名 称	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳
社会保険	全国健康保険協会管掌健康保険	-
	組管管掌健康保険	-
	国民健康保険（退職者医療制度を含む）	-
	後期高齢者医療制度	-
	老人保健	-
	介護保険	-
	厚生年金保険	-
	厚生年金基金	-
	石炭鉱業年金基金	-
	国民年金	-
	国民年金基金	-
	農業者年金基金	-
	船員保険	-
	農林漁業団体職員共済組合	-
	日本私立学校振興・共済事業団	-
	雇用保険	-
労働者災害補償保険	-	
家族手当	児童手当	-
公務員	国家公務員共済組合	-
	存続組合等	エヌ・ティ・ティ企業年金基金、日本たばこ共済組合、日本鉄道共済組合
	地方公務員等共済組合	地方公務員共済、地方議会議員共済会
	旧令共済組合等	旧令共済組合年金等交付金、日本製鉄八幡共済組合年金交付金、国家公務員共済組合連合会補助金
	国家公務員災害補償	-
	地方公務員等災害補償	地方公務員災害補償、消防団員等公務災害補償
	旧公共企業体職員業務災害	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、日本たばこ産業株式会社、鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部
	国家公務員恩給 地方公務員恩給	- -
公衆保健サービス	公衆衛生	医療提供体制確保対策費、医療安全確保推進費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、血液製剤対策費、医薬品安全対策等推進費、医療提供体制基盤整備費、地域保健対策費、保健衛生施設整備費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、母子保健衛生対策費、障害保健福祉費、検疫所、国立ハンセン病療養所運営費、国立ハンセン病療養所共通費、国立ハンセン病療養所施設費、沖縄保健衛生諸費、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、原子力災害影響調査等交付金（原子力被災者健康支援）、社会保障等復興政策費、沖縄復興交付金事業推進費、社会保障等復興事業費、食品等安全確保対策費

(別添3)

公的扶助及び社会福祉	生活保護	-
	社会福祉	医薬品安全対策等推進費、保育所運営費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、母子家庭等対策費、児童福祉施設整備費、生活保護等対策費、防災政策費、社会福祉諸費、障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、独立行政法人福祉医療機構運営費、高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費、子ども・子育て支援対策費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立児童自立支援施設運営費、国立更生援護所運営費、社会保障等復興政策費、東日本大震災復興推進費、社会保障等復興事業費、臨時福祉給付金等給付事業助成費、地域活性化等復興政策費、共生社会政策費、スポーツ振興費、保育対策費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、子どものための教育・保育給付、初等中等教育等振興費、沖縄政策費、公的年金制度運営諸費
雇用対策	雇用対策	高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者等職業能力開発支援費、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、海事産業市場整備等推進費
戦争犠牲者	戦争犠牲者	旧軍人遺族等恩給費、遺族及留守家族等援護費、中国残留邦人等支援事業費、遺族国債、引揚者国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債、引揚者特別交付金国債、戦傷病者等無賃乗車船負担金
他の社会保障制度	医薬品副作用被害救済制度	-
	生物由来製品感染被害救済制度	-
	中小企業退職金共済制度等	-
	社会福祉施設職員等退職手当共済制度等	社会福祉施設職員等退職手当共済制度、心身障害者扶養保険制度
	高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業	高齢・障害者雇用支援費、障害者職業能力開発費、障害者雇用納付金、職業能力開発費、認定特定求職者職業訓練費、宿舍等費
	公害健康被害補償制度	-
	石綿健康被害救済制度	-
	日本スポーツ振興センター災害共済給付	-
	就学援助・就学前教育	初等中等教育等振興費（就学援助等）、就学前教育費、東日本大震災復旧・復興対策経費
	自動車事故後遺障害者支援	-
	住宅	住宅対策諸費
	犯罪被害給付制度	-
	被災者生活再建支援事業	-
地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分	-	

(注)「管理費」又は「その他」の支出のみを計上している事業（費目）も含まれている。

(参考)

集計表1 ●●年度社会支出集計表

(単位：百万円)

	社会支出
合計	
高齢	
現金 退職年金 早期退職年金 その他の現金給付 現物 介護、ホームヘルプサービス その他の現物給付	
遺族	
現金 遺族年金 その他の現金給付 現物 埋葬費 その他の現物給付	
障害、業務災害、傷病	
現金 障害年金 年金（業務災害） 休業給付（業務災害） 休業給付（傷病手当） その他の現金給付 現物 介護、ホームヘルプサービス 機能回復支援 その他の現物給付	
保健	
現金 現物	
家族	
現金 家族手当 出産、育児休業 その他の現金給付 現物 就学前教育・保育 ホームヘルプ、施設 その他の現物給付	
積極的労働市場政策	
公的雇用サービスと行政 訓練 雇用奨励金 障害者雇用支援とリハビリテーション 直接的な仕事創出 仕事を始める奨励金	
失業	
現金 失業給付、退職手当 労働市場事由による早期退職	
住宅	
現金 住宅手当 その他の現金給付 現物 住宅扶助 その他の現物給付	
他の政策分野	
現金 所得補助 その他の現金給付 現物 社会的支援 その他の現物給付	

(注) 集計表1はOECD 社会支出の基準に従い算出したものである。

集計表2 ●●年度社会保障給付費収支表 ①

	収		入		
	抛 出		社会保障 特別税	国庫負担	他の公費負担
	被保険者	事業主			
社会保険					
1.健康保険					
(A)全国健康保険協会管掌健康保険					
(B)組合管掌健康保険					
2.国民健康保険					
退職者医療制度（再掲）					
3.後期高齢者医療制度					
4.老人保健					
5.介護保険					
6.厚生年金保険					
7.厚生年金基金					
8.石炭鉱業年金基金					
9.国民年金					
10.国民年金基金					
11.農業者年金基金					
12.船員保険					
13.農林漁業団体職員共済組合					
14.日本私立学校振興・共済事業団					
15.雇用保険					
16.労働者災害補償保険					
家族手当					
17.児童手当					
公務員					
18.国家公務員共済組合					
19.存続組合等					
20.地方公務員等共済組合					
21.旧令共済組合等					
22.国家公務員災害補償					
23.地方公務員等災害補償					
24.旧公共企業体職員業務災害					
25.国家公務員恩給					
26.地方公務員恩給					
公衆保健サービス					
27.公衆衛生					
公的扶助及び社会福祉					
28.生活保護					
29.社会福祉					
雇用対策					
30.雇用対策					
戦争犠牲者					
31.戦争犠牲者					
他の社会保障制度					
地方公共団体単独実施公費負担 医療費給付分（再掲）					
総 計					

(単位：百万円)

資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計	
					1.(A)
					1.(B)
					2.
					3.
					4.
					5.
					6.
					7.
					8.
					9.
					10.
					11.
					12.
					13.
					14.
					15.
					16.
					17.
					18.
					19.
					20.
					21.
					22.
					23.
					24.
					25.
					26.
					27.
					28.
					29.
					30.
					31.

集計表2 ●●年度社会保障給付費収支表 ②

	支			
	給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の 現物
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険				
(B)組合管掌健康保険				
2.国民健康保険				
退職者医療制度（再掲）				
3.後期高齢者医療制度				
4.老人保健				
5.介護保険				
6.厚生年金保険				
7.厚生年金基金				
8.石炭鉱業年金基金				
9.国民年金				
10.国民年金基金				
11.農業者年金基金				
12.船員保険				
13.農林漁業団体職員共済組合				
14.日本私立学校振興・共済事業団				
15.雇用保険				
16.労働者災害補償保険				
家族手当				
17.児童手当				
公務員				
18.国家公務員共済組合				
19.存続組合等				
20.地方公務員等共済組合				
21.旧令共済組合等				
22.国家公務員災害補償				
23.地方公務員等災害補償				
24.旧公共企業体職員業務災害				
25.国家公務員恩給				
26.地方公務員恩給				
公衆保健サービス				
27.公衆衛生				
公的扶助及び社会福祉				
28.生活保護				
29.社会福祉				
雇用対策				
30.雇用対策				
戦争犠牲者				
31.戦争犠牲者				
他の社会保障制度				
地方公共団体単独実施公費負担 医療費給付分（再掲）				
総 計				

(単位：百万円)

出 付					
災 害		年 金	失業・ 雇用対策	家族手当	
現 金					
年 金	年金以外の現金				
					1.(A)
					1.(B)
					2.
					3.
					4.
					5.
					6.
					7.
					8.
					9.
					10.
					11.
					12.
					13.
					14.
					15.
					16.
					17.
					18.
					19.
					20.
					21.
					22.
					23.
					24.
					25.
					26.
					27.
					28.
					29.
					30.
					31.

集計表2 ●●年度社会保障給付費収支表 ③

	支 給			
	介護対策		そ の 他	
	現 物	現 金	医療以外の 現物	現 金
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険				
(B)組合管掌健康保険				
2.国民健康保険				
退職者医療制度（再掲）				
3.後期高齢者医療制度				
4.老人保健				
5.介護保険				
6.厚生年金保険				
7.厚生年金基金				
8.石炭鉱業年金基金				
9.国民年金				
10.国民年金基金				
11.農業者年金基金				
12.船員保険				
13.農林漁業団体職員共済組合				
14.日本私立学校振興・共済事業団				
15.雇用保険				
16.労働者災害補償保険				
家族手当				
17.児童手当				
公務員				
18.国家公務員共済組合				
19.存続組合等				
20.地方公務員等共済組合				
21.旧令共済組合等				
22.国家公務員災害補償				
23.地方公務員等災害補償				
24.旧公共企業体職員業務災害				
25.国家公務員恩給				
26.地方公務員恩給				
公衆保健サービス				
27.公衆衛生				
公的扶助及び社会福祉				
28.生活保護				
29.社会福祉				
雇用対策				
30.雇用対策				
戦争犠牲者				
31.戦争犠牲者				
他の社会保障制度				
地方公共団体単独実施公費負担 医療費給付分（再掲）				
総 計				

(単位：百万円)

		出			
付					
計	管理費	運用損失	その他	小計	
					1.(A)
					1.(B)
					2.
					3.
					4.
					5.
					6.
					7.
					8.
					9.
					10.
					11.
					12.
					13.
					14.
					15.
					16.
					17.
					18.
					19.
					20.
					21.
					22.
					23.
					24.
					25.
					26.
					27.
					28.
					29.
					30.
					31.

集計表2 ●●年度社会保障給付費収支表 ④

(単位：百万円)

	支 出		収支差	
	他制度への 移転	支出合計		
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険				1.(A)
(B)組合管掌健康保険				1.(B)
2.国民健康保険				2.
退職者医療制度（再掲）				
3.後期高齢者医療制度				3.
4.老人保健				4.
5.介護保険				5.
6.厚生年金保険				6.
7.厚生年金基金				7.
8.石炭鉱業年金基金				8.
9.国民年金				9.
10.国民年金基金				10.
11.農業者年金基金				11.
12.船員保険				12.
13.農林漁業団体職員共済組合				13.
14.日本私立学校振興・共済事業団				14.
15.雇用保険				15.
16.労働者災害補償保険				16.
家族手当				
17.児童手当				17.
公務員				
18.国家公務員共済組合				18.
19.存続組合等				19.
20.地方公務員等共済組合				20.
21.旧令共済組合等				21.
22.国家公務員災害補償				22.
23.地方公務員等災害補償				23.
24.旧公共企業体職員業務災害				24.
25.国家公務員恩給				25.
26.地方公務員恩給				26.
公衆保健サービス				
27.公衆衛生				27.
公的扶助及び社会福祉				
28.生活保護				28.
29.社会福祉				29.
雇用対策				
30.雇用対策				30.
戦争犠牲者				
31.戦争犠牲者				31.
他の社会保障制度				
地方公共団体単独実施公費負担 医療費給付分（再掲）				
総 計				

国立社会保障・人口問題研究所企画部 標準文書保存期間基準（保存期間表）

文書管理者：企画部長

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表 第2の該当事項・業 務の区分	保存期間終了時の措置
その他の事項									
1 統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯	統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	基本方針 基本計画 要領	企画	企画立案（基幹統計）	企画立案（平成〇年度）	5年	2（1）①23	移管
		統計の集計結果に関する文書	調査報告書			報告書（基幹統計）	報告書（平成〇年度）	30年	2（1）①23
上記各号に該当しない事項									
2 研究に関する事項	研究プロジェクトに関すること	研究プロジェクトに関する文書	研究会議関係（大規模又は重要な途中過程のもの）	企画	研究プロジェクト	研究会議（平成〇年度）	5年	2（5）	廃棄
			研究報告書	企画	研究プロジェクト	研究報告書等（平成〇年度）	5年	2（5）	廃棄
	補助金等研究に関すること	研究内容に関する文書	研究報告書	企画	補助金研究	研究報告書等（平成〇年度）	5年	2（5）	廃棄